平成 28 年度に適用される 8 都府県の外形標準課税適用法人の超過税率

平成 28 年度の改正地方税法が 3 月 29 日に「成立」、31 日に公布されたことを受け、3 月 31 日までに、外形標準課税適用法人に超過税率を採用する 8 都府県（宮城県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県）の全てが各税条例の「成立」・公布を行った。

具体的には、宮城県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・京都府の 6 都府県が、3 月 31 日付で、知事の専決処分により各税条例を「成立」・公布させた。大阪府は、3 月 24 日の大阪府議会で可決し、3 月 31 日に公布。兵庫県は、3 月 22 日の兵庫県議会で可決し、翌 23 日に公布している。

なお、大阪府と兵庫県のみ 29 年度から適用される超過税率と法人住民税法人税割の税率の見直しも行っている。

●28 年度に適用される外形標準課税適用法人の法人事業税率（標準税率・地方税法規定）

	所得割			付加価値割	資本割
	年 400 万円以下の所得	年 400 万円超 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得・軽減税率不適用法人		
標準税率	0.3% (1.9%)	0.5% (2.7%)	0.7% (3.6%)	1.2%	0.5%

・() 内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率（地方法人特別税を含んだ税率）。

・軽減税率不適用法人とは、3 以上の都道府県に事業所等を有する法人。

【東京都】

（1）28 年度に適用される外形標準課税適用法人の法人事業税率〈超過税率・全法人対象〉

	所得割			付加価値割	資本割
	年 400 万円以下の所得	年 400 万円超 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得・軽減税率不適用法人		
超過税率	0.395%	0.635%	0.88%	1.26%	0.525%

（2）都税条例の成立・公布の方法

都知事の専決処分により 3 月 31 日に成立・公布

【宮城県・神奈川県・静岡県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県】

（1）28 年度に適用される外形標準課税適用法人の法人事業税率〈超過税率〉

<table>
<tr><th rowspan="2">府県</th><th rowspan="2">不均一課税の適用区分</th><th colspan="3">所得割</th><th rowspan="2">付加価値割</th><th rowspan="2">資本割</th></tr>
<tr><th>年 400 万円以下の所得</th><th>年 400 万円超 800 万円以下の所得</th><th>年 800 万円超の所得・軽減税率不適用法人</th></tr>
<tr><td>宮城県</td><td>全法人</td><td>0.395%</td><td>0.635%</td><td>0.88%</td><td>1.26%</td><td>0.525%</td></tr>
<tr><td>神奈川県</td><td>資本金（出資金）2 億円超、または年所得 1 億 5,000 万円超（収入金額課税事業は 12 億円超）の法人
・上記以外の法人は標準税率</td><td>0.375%</td><td>0.625%</td><td>0.875%</td><td>1.26%</td><td>0.525%</td></tr>
<tr><td>静岡県</td><td rowspan="2">全法人</td><td>0.49%</td><td>0.775%</td><td>1.06%</td><td>1.224%</td><td>0.51%</td></tr>
<tr><td>愛知県</td><td>0.414%</td><td>0.665%</td><td>0.916%</td><td>1.2144%</td><td>0.506%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">京都府</td><td>資本金（出資金）3 億円超の法人</td><td rowspan="2">0.395%</td><td rowspan="2">0.635%</td><td rowspan="2">0.88%</td><td>1.26%</td><td>0.525%</td></tr>
<tr><td>資本金（出資金）3 億円以下で、年所得 4,000 万円超（所得割）の法人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資本金（出資金）3 億円以下で、年付加価値額 1 億 4,000 万円超（付加価値割）の法人</td><td></td><td></td><td></td><td>1.26%</td><td></td></tr>
<tr><td>資本金（出資金）3 億円以下で、算定期末の資本金等の額 6,000 万円超（資本割）の法人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0.525%</td></tr>
<tr><td>大阪府</td><td rowspan="2">全法人</td><td rowspan="2">0.395%</td><td rowspan="2">0.635%</td><td rowspan="2">0.88%</td><td rowspan="2">1.26%</td><td rowspan="2">0.525%</td></tr>
<tr><td>兵庫県</td></tr>
</table>

（2）各税条例の成立・公布の方法

宮城県	知事の専決処分により 3 月 31 日に成立・公布
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
京都府	
大阪府	3 月 24 日の大阪府議会で可決・3 月 31 日に公布
兵庫県	3 月 22 日の兵庫県議会で可決・3 月 23 日に公布

【29 年度から適用される改正事項（大阪府・兵庫県のみ）】

（1）法人事業税率（大阪府・兵庫県ともに同様）

	外形標準課税適用法人					左記以外の普通法人（所得割）		
	所得割			付加価値割	資本割	年 400 万円以下の所得	年 400 万円超 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得・軽減税率不適用法人
	年 400 万円以下の所得	年 400 万円超 800 万円以下の所得	年 800 万円超の所得・軽減税率不適用法人					
超過税率	1.995%	2.835%	3.78%	1.26%	0.525%	5.25%	7.665%	10.08%
標準税率	1.9%	2.7%	3.6%	1.2%	0.5%	5.0%	7.3%	9.6%

・大阪府の超過税率の適用期限は「29 年 10 月 31 日までに終了する事業年度」。今回の府税条例の改正では、この適用期限の延長は行われていない。延長するか否かは、今後の議会で検討する。

（2）法人住民税法人税割の税率

	大阪府	兵庫県
超過税率	2.0%	1.8%
標準税率	1.0%	1.0%